

課題としての年金課税の適正化

二度にわたる延期を経て消費税率が2019年10月から10%に引き上げられ、年金生活者支援給付金の支給と低所得者の介護保険料軽減措置の完全実施が施行されたことにより、社会保障・税一体改革において予定されていた改正が一応完了した。そういうなか、ポスト一体改革の新たな政策目標として「全世代型社会保障の構築」が掲げられ、2019年9月に設置された検討会や社会保障審議会での検討を踏まえて、昨年、今年と関連する法改正が行われたのであるが、踏み込み不足を痛感する。いちばんの問題は年金税制である。

全世代型社会保障とは、全世代を給付・サービスの対象とするとともに、全世代が年齢別ではなく負担能力に応じて公平に財源を負担し、支え合うというもの。こと新しい考え方ではなく、三党合意によって進められた社会保障・税一体改革の基本的な考え方でもあった。

負担能力に応じた公平な負担を実現するには、高齢世代と現役世代の租税や社会保険料負担の賦課ベースの整合性が確保されていなければならないのだが、現状では年金税制が大きな制約になっている。その一つは、遺族年金が非課税であり、税・保険料の賦課対象にはならないこと。遺族年金は高齢遺族にあっては老齢年金を補足する機能を担っていることからすれば、老齢年金と一体的に課税対象とすべきだ。また、課税対象となる老齢年金にしても、公的年金等控除（65歳以上で最低110万円）は、給与所得控除（最低55万円）より手厚く、最低額でみれば2倍にもなる。引退世代の年金受給者に給与所得控除以上の控除を認めているのは、政治的な配慮措置としてしか説明できない。加えて、高齢在職者には公的年金等控除と給与所得控除が同時に適用されるという問題もある。そのため、国保、後期高齢者医療、介護保険の保険料負担や患者・利用者負担においても、年金受給者の負担が著しく軽減され、世代間・世代内の負担の不公平を生んでいる。

昨年の年金改正の争点であった在職老齢年金の見直しでは、政府・与党内での議論・調整において、高齢期の就労と年金をめぐる調整について、年金制度だけで考えるのではなく、税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、今後とも検討していくべき課題であるとされたところである。また、今年健康保険法等の改正では、後期高齢者の患者負担について原則2割負担を目指したが、2割負担の対象者は後期高齢者の約23%、現役並み所得で3割負担となる者の約7%を含めても、約3割にとどまった。原則2割負担というからには、2割負担の方が多数というのが本来の姿であろうが、年金受給者の税の賦課ベースが著しく狭められていることから、後期高齢者のうち本人課税所得のある者は38%にすぎないのである。

年金課税の適正化は全世代型社会保障を実現する上での必須の条件である。とはいえ、世代を問わず消費に応じて負担する消費税に対して、年金課税の適正化は年金受給者を直撃だけに、政治家にとっては消費増税以上に厳しい選択になる。消費税引下げの声さえある今ではなおさらのことであろう。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。

